

原発事故時の避難計画に関する質問・要望書

若狭町長 森下 裕 様

福島第一原発事故から3年を経ても、いまなお事故の収束の見通しはたらず、汚染水は漏れ続け、事故は継続・拡大しています。そのうえ15万人もの方々が我家に帰ることもできず、不安な日々を過ごされています。このような状況にもかかわらず、国は原発の再稼働を進めています。川内原発の次に、高浜3・4号を再稼働させようとしています。しかし、避難計画の具体化は進まず、多くの矛盾と困難点をかかえたままです。

福井県・関西広域連合の避難計画では、若狭町住民約1万6千人の避難先は、兵庫県の丹波・北播磨地区の8市町となっています。私たちは、この避難先の内、5月27日に加西市と加東市を訪問し、受け入れの状況などについて話を聞きました。加東市では、文書回答もいただきました(別紙)。避難所のマッチングばかりが急がされ、スクリーニングの場所や要支援者の受け入れ等は何も具体化していないというのが現状です。今回は、この内容についてもお伝えします。

避難先の兵庫県は、4月24日に『放射性物質拡散シミュレーション(県内全域)の結果について』を公表しました。若狭町避難先の8市町全てが、甲状腺被ばく量で安定ヨウ素剤服用基準の50mSvを超える予測が出ています。高浜原発で事故の場合は、避難先の加東市で89.6mSvの甲状腺被ばく予測、篠山市や丹波市では100 mSvを超える予測となっています。このような地域に本当に避難が可能なのでしょうか。

さらに、規制庁や福井県・関西広域連合の『原子力災害に係る広域避難ガイドライン』(3月27日)では、汚染検査(スクリーニング)や除染を省略しようとしています。しかしこれでは、避難する若狭町住民の安全確保及び避難先への汚染拡大防止もできず、住民の安全を守るという自治体本来の役割からはほど遠い内容となっています。

このように、原発事故時の避難計画は破綻しているとしか言いようがありません。

ご存じのように、5月21日に福井地方裁判所は、「大飯原発を運転してはならない」との判決を出しました。

人々の生命と生活を守ることこそ根源的価値あるものとし、福島原発事故の危険性を踏まえて出された判決です。そして関電の基準地震動や事故対策を具体的に検討して、「楽観的見通しのもとに初めて成り立つ脆弱なもの」と厳しく批判し、大事故を防ぐことはできないと判断を下しました。福島原発事故後に初めて出された判決を尊重してください。

これらをふまえ、以下の質問と要望を提出いたします。6月11日に回答をお願いします。文書回答は6月20日までをお願いします。

【質問事項】

1. 避難先が被ばく・被災した場合について

5月27日に訪問した加東市・加西市からは、以下のような回答をもらいました。

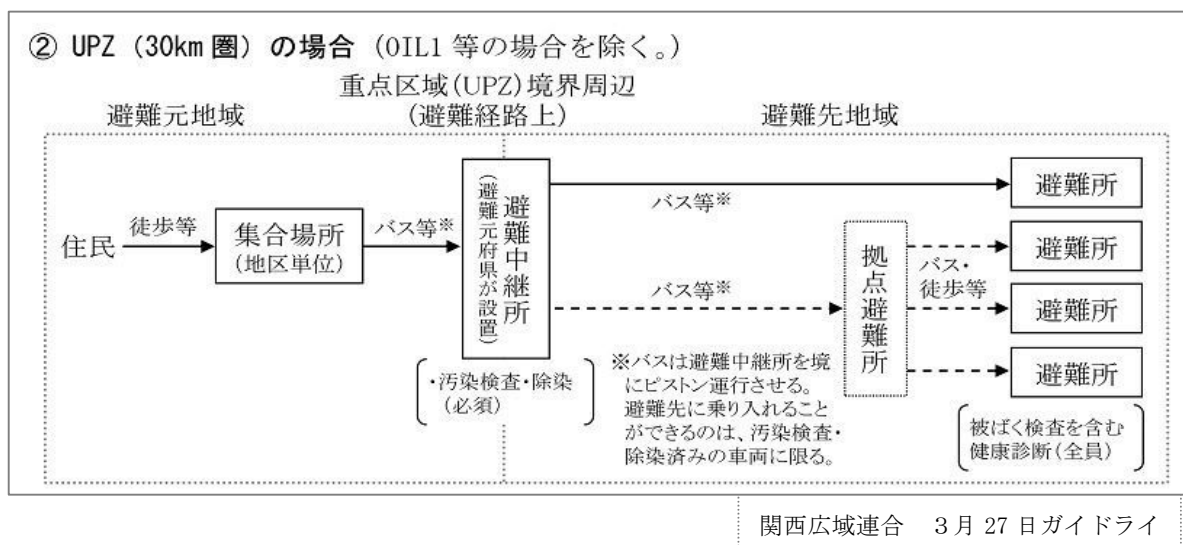
- 5月に若狭町長が訪問されたが、短時間で避難先施設、受入予定人数等を確認したくらいで、具体的な話はできてない。話したのは5分程度。

- 避難が長期に渡れば、体育館等の現在の避難施設でやっていけるのか心配。(加東市)
- 兵庫県からシミュレーションが示されたが、加東市が被ばく・被災した場合には、当市の市民を屋内退避させる必要等から、現実的に避難受入の態勢確保は困難と想定される。
- 兵庫県のシミュレーション結果からは、兵庫県民の避難も必要になってくるのではないかと考えている。

(1) このように、避難先が被ばく・被災した場合は、現在の避難計画は成り立たなくなります。そのことを検討されていますか。

2. 汚染検査（スクリーニング）や除染を実施する避難中継所等について

- (1) 避難中継所へは自家用車で移動するのですか。
- (2) バスの場合は、バス会社との連絡など具体的な手配はできていますか。
避難中継所に向かうための地区ごとの「集合場所」は決まっていますか。
- (3) 避難中継所は決まっていますか。
- (4) 避難中継所での汚染検査・除染は避難元の自治体を実施することになっています。必要な資機材の確保・配備、要員派遣なども含めた体制は具体的に整っていますか。
- (5) 規制庁は、避難中継所で車両の除染も実施するとしていますが、除染によって出てくる汚染水の処理方法等は決まっていますか。



3. 汚染検査（スクリーニング）と除染の省略等について

規制庁の指導によって、福井県と関西広域連合は、汚染検査（スクリーニング）の省略等を実施するとしています。（『原子力災害に係る広域避難ガイドライン』関西広域連合 2014年3月27日 16・21頁）。

- 車両の汚染が基準値^{※1}以下の場合、人の汚染検査は省略。除染は車両も人もなし。
- 車両の汚染が基準値以上の場合、(バスや乗用車の)乗員の中で「同様の避難行動をとった集団ごとに代表者」のみに汚染検査を行う。
代表者の汚染が基準値以下の場合、集団全員を同様と見なす。除染は車両のみ。

^{※1} 基準値はOIL4に基づき表面汚染密度 120 Bq/cm² (40,000cpm)。
福島原発事故翌日は 40Bq/cm² (13,000cpm : 小児の甲状腺等価線量 100mSv に相当)

(1) このような汚染検査や除染の省略等では、避難する若狭町住民個々人の早期被ばくの確認もできず安全を守ることではできません。また汚染の拡大防止もできません。

避難先の加東市等、兵庫県の自治体では、検査の省略によって避難先に汚染が拡大することに反対の意思を示しています。

これらを考慮すれば、汚染検査・除染の省略等は認められないのではないですか。

(2) これら検査・除染の省略について、福井県から説明を受けていますか。

規制庁は、この検査・除染の省略について、4月16日の道府県会議で新たに文書を出しました（「原子力災害時に避難する住民等のために地方公共団体が行う汚染検査・除染について」規制庁原子力防災政策課）。この文書は入手し、県等から説明を受けていますか。

4. 汚染検査の基準 120 Bq/cm² (40,000cpm) について

これは、汚染検査（スクリーニング）でこの基準以下であれば問題なしとなり、超えれば除染が必要となる基準です。

- この値は小児の甲状腺等価線量 300mSv に相当し、安定ヨウ素剤服用基準 50 mSv の6倍です。
- また、法令^{※2}で定められている「放射線管理区域外に物を持ち出す基準」4 Bq/cm²以下の30倍です。

(1) このような基準では、若狭町の子どもや住民の汚染・被ばくの早期発見と安全確保はできないのではないですか。

また、避難先である兵庫県各市への汚染拡大を防止することもできません。私たちが回った兵庫県の各市では、この基準の高さに驚き、「基準が高すぎて、安全のためには不十分」「本当に大丈夫だろうか」等の意見が出されています。

これでは、避難計画は被ばく計画になってしまうのではないですか。

5. 避難経路と避難時間について

(1) 若狭町から避難先の兵庫県8市町まで、それぞれの避難経路は決まっていますか。

(2) 避難に要する時間は把握していますか。

6. 要支援者の避難について

(1) 要支援者の人数や状況、必要な介護等は把握されていますか。

(2) それらを避難先の市町に伝えていないのはなぜですか。

加東市・加西市は、以下のように回答されています。

- 要支援者の人数等について、若狭町から聞いていない。
- 市民病院等の医療施設、介護及び障害者の要支援者には、民間の福祉施設への入所を検討しているが、対象人数が多い場合は、受入ができないことも想定される。(加東市)

(3) 若狭町の要支援者の避難先は決まっていますか。福井県内ですか。

※2 電離放射線障害防止規則 3条・31条・32条など
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47F04101000041.html>

(4) 要支援者は、国の指針で、他に優先して早期に避難することになっています。早期避難はどのように実施されるのですか。

(5) 放射線防護対策施設として、レイクヒルズ美方病院、国民健康保険上中病院や岬小学校・三方中学校岬分校が上がっています。

- ①施設のフィルター等で放射性物質を完全に防ぐことができるのですか。フィルターは何日間有効ですか。
- ②要支援者等はそれら施設で「屋内退避」し、その後どのように避難するのですか。
- ③施設の職員で、事故後に施設に残る人と避難する人は決まっていますか。そのような過酷な選択を職員に課すことができるのでしょうか。
- ④福島原発事故では、病院や福祉施設の入所者が避難できず取り残されました。避難途中で亡くなった方も大勢います。このような福島原発事故の状況を踏まえれば、避難できない人、「避難弱者」のことを考慮すれば、「避難計画」で住民の安全を守ることはできないのではないのですか。

7. 複合災害について

(1) 福井県・関西広域連合の避難計画では、原発事故と地震・津波などの「複合災害」は考慮されていません。考慮すべきではないですか。

昨年の台風では、常神地区等では土砂崩れで住民は孤立しました。このような複合災害を考慮すれば、避難は可能ですか。

8. 避難計画について、若狭町民には、いつどのように説明されますか。

【要望事項】

1. 規制庁や福井県・関西広域連合が進める汚染検査・除染の省略では、若狭町住民の安全を守ることはできず、避難先への汚染拡大を防止することもできません。そのため、汚染検査・除染の省略等に反対を表明してください。
2. 住民の命と安全を守る避難計画ができない状況では、高浜原発、大飯原発の再稼働は認められないと表明してください。
3. 福井地裁は、大飯原発3・4号の運転差し止め判決を出し、住民が勝訴しました。判決では、関西電力の地震想定や事故対策では大事故を防ぐことはできないことが明確に示されています。判決内容を読まれ、司法の判断を尊重し、大飯・高浜原発の再稼働に反対を表明してください。

2014年6月11日

避難計画を案ずる関西市民有志／脱原発はりまアクションの会

連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3F TEL06-6367-6580 FAX06-6367-6581